

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第 10 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第 10 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 (使用許可の取消し等)</p> <p>第 10 条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消し、使用を制限し、又は退去させることができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあってもその責めを負わないものとする。</p> <p>(1) この条例に違反したとき。</p> <p>(2) 災害、その他の理由により使用させることができなくなったとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	福祉保健課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例第 11 条、別表 1、別表 2
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 <input type="checkbox"/> 美郷町老人福祉センターの設置及び管理に関する条例 (使用料等) 第 11 条 ふれあい館の使用料は、別表 1 及び別表 2 のとおりとし、使用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、15 歳未満の者は、使用料の納付を要しない。 2 別表 2 の使用料に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 別表 1、別表 2 略
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日